

【事例】放射性物質検査の厳格化による減収(岩手県)

- 茶道用木炭の納品先より、国の指標値(280Bq/kg)より更に厳しい250Bq/kg以下の茶道用木炭の納品を求められた。
- このため、茶道用木炭生産者団体は木炭用原木の調達先の変更を余儀なくされ、その費用分が減収。

■販売相手先からの要請文書

平成24年10月2日

木炭の放射能検査について

■■■■■■■■■■の御一同様には日頃より大変お世話になっております。震災より一年6カ月を経過致しまして、改めまして放射能検査に関する弊社の納品要件をお伝えいたしますので、御査収の程宜しくお願い致します。

・茶の湯用木炭の検査は「ゲルマニウム半導体検出器」(ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー)を使用した検査結果を提出願います。

・検査数値に関しては国(林野庁)発表による「食用薪炭における放射性セシウム」の基準値【280Bq/kg】を確実に厳守するため、弊社における納品は【250Bq/kg】以下とさせていただきます。

・検査結果は、木炭協会等公的機関及び公的機関紹介による検査事業者を利用の上、基準値の厳守が明白となる書式にて納品時に提示願います。

・検査は各会員単位・炭窯単位・伐採地単位にてお願い致します。

・原則年度初回納品時のみの検査で構いませんが、上記条件単位での検査、また数値によりましては、適宜検査の要望をさせていただきます。

・不明な点等御座いましたら、問い合わせください。



【事例】放射性セシウムが検出されたことによる減収(岩手県)

■線香立て用の木灰の取引停止

- 大手線香メーカーへ出荷されていた製炭時に発生する木灰(線香立ての中に入れる灰：月販売量400kg)に国の指標値以下の放射性セシウムが検出された。
- 木灰集荷業者は、指標値以下にもかかわらず取引停止を受け在庫2トンを抱えている。



【事例】県内産であることによる減収(宮城県)

■竹酢液の取引停止

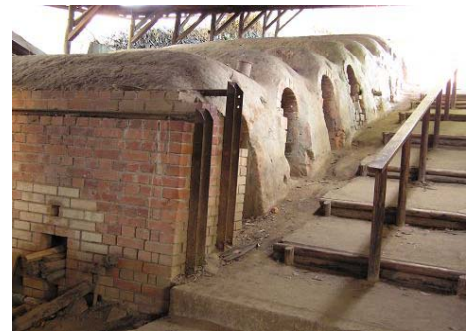
- 竹炭製炭時に発生する煙を液化した竹酢液について、これまでの販売先から宮城県産であることをもって取引停止を受けた。



【事例】放射能汚染がない木炭を求められたことによる減収(栃木県)

■陶器製造用木炭の取引停止

- 陶器製造業者から原発事故前の放射能汚染のない木炭の納入を求められ、原発事故後に生産した指標値以下の木炭であっても販売できなかった。



【事例】放射性物質検査の厳格化による減収(長野県)

■薪の取引停止

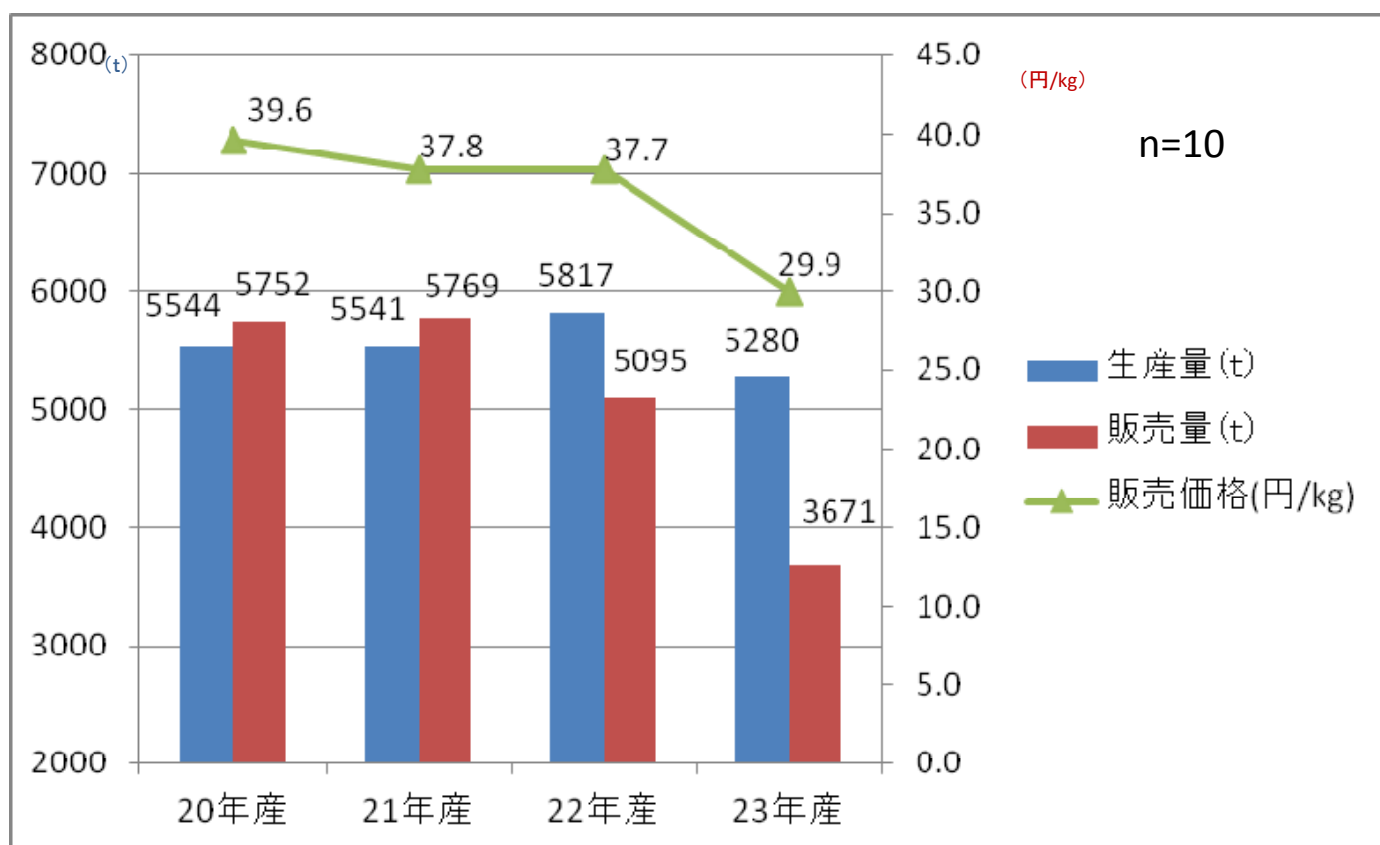
- 従来からの契約先から国の指標値(40Bq/kg)以下の薪の契約することについて指示がされ、指標値以下の薪であっても契約ができなかった。



稲わら、牧草等の粗飼料の利用の動向

牧草、稲わら等の粗飼料について、宮城県についてみると、稲わら販売業者からの報告では、稲わらの販売量は20年産以降、22年までは横ばいからやや減少傾向であったが、原発事故のあった23年の販売量は20～22年産の平均に比べ大幅に減少（3割以上減）、価格についても、約2割減となっており、さらに販売が可能な場合であっても検査証明書の添付が求められているケースがあった。

宮城県 (稲わら)



20～22年 生産量平均 5634t
販売量平均 5539t
販売価格平均 38.4円/kg

23年は20～22年平均に比べ販売量で34%減、販売価格で22%減

注1) データは宮城県の販売事業者のサンプル調査
注2) 販売のみ行う業者も存在し販売量が生産量を上回っている場合がある。

牛ふん堆肥(平成23年産)の生産量・販売量の動向

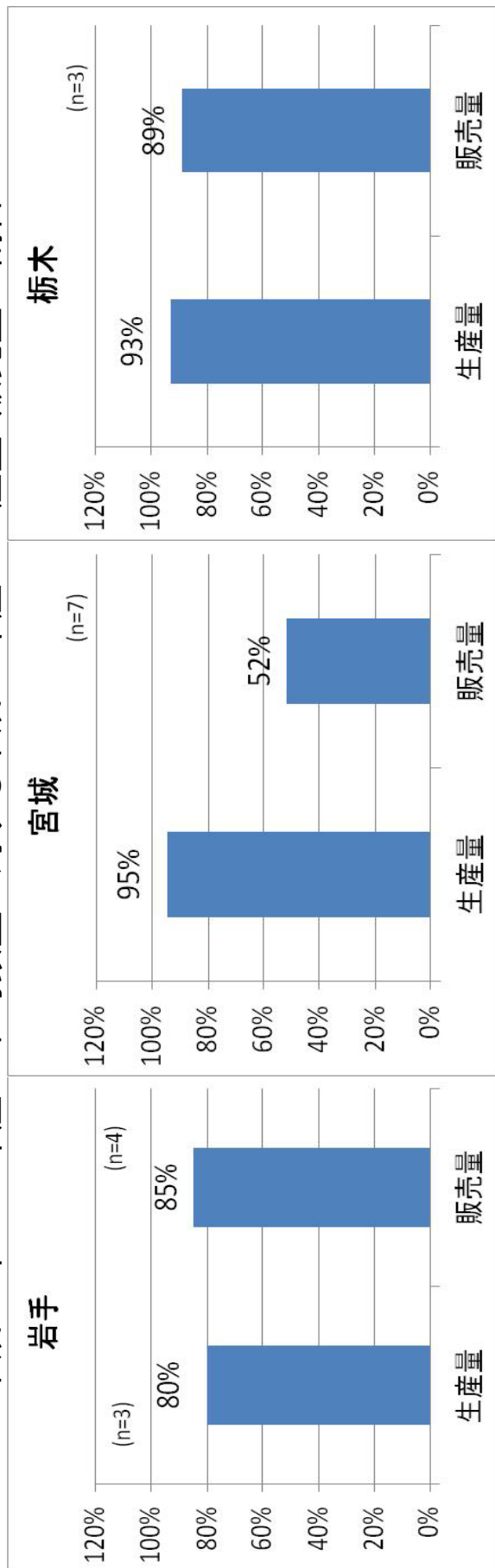
牛ふん堆肥(平成23年産)の生産量・販売量について、平年(平成20～22年産平均)との比較を行い、震災による影響を分析した。岩手県、宮城県、栃木県では、生産量・販売量ともに減少した事例が確認された。

生産量↓・販売量↓

○分析○

各県とも暫定許容値以下の堆肥であっても、放射性セシウムに汚染されたことによる堆肥に対する利用者の忌避感から、注文停止や販売減少などの事態を招き、生産量や販売量への減少に至ったと考えられる。

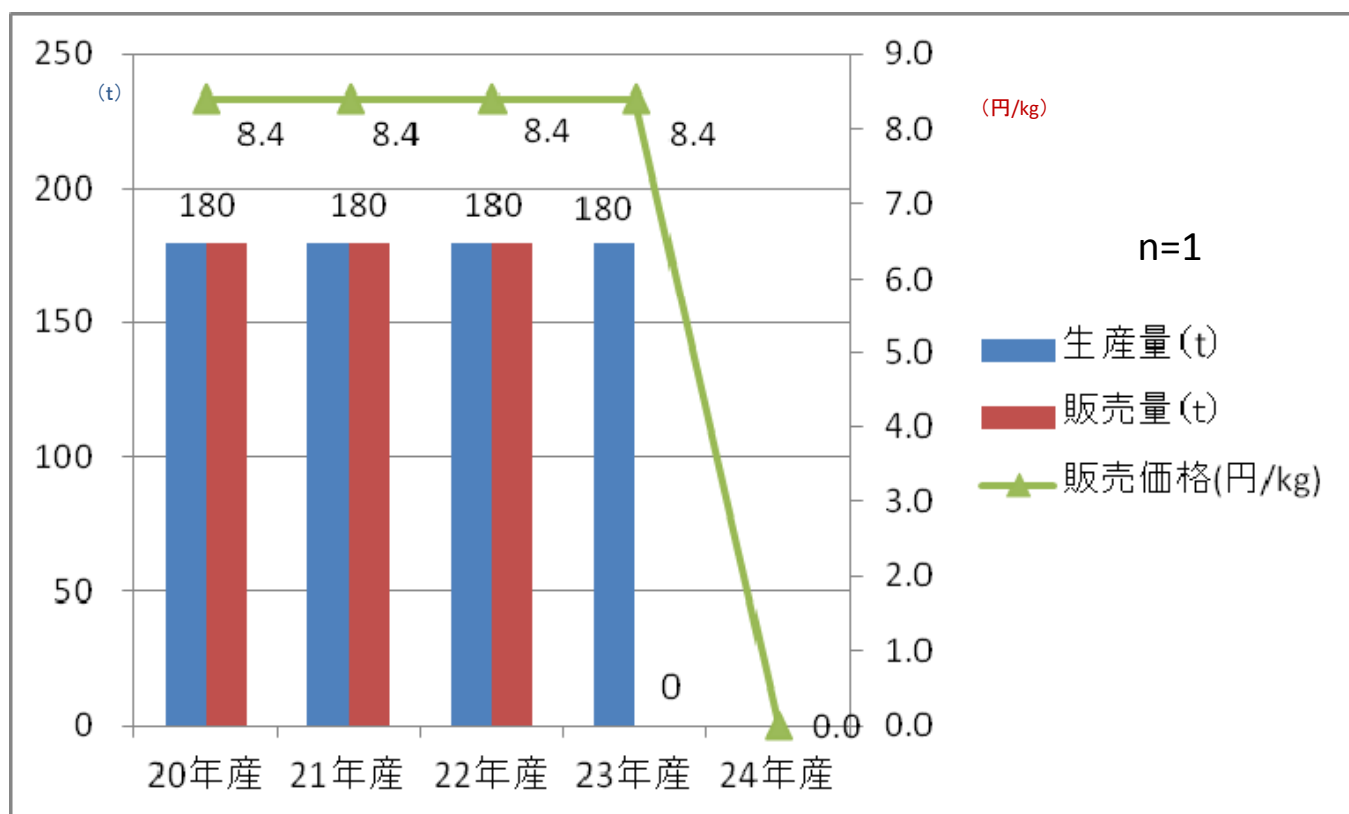
■平成20年～22年産の平均数量に対する平成23年産の生産量・販売量の割合



稲わら、牧草等の粗飼料の利用の動向

栃木県についてみると、麦わらの販売実績のある事業者からの報告では、毎年一定量の麦わらの生産・販売を行ってきたが、原発事故のあった23年に利用自粛指導を受け販売ができなくなり、24年は当該事業者の地域の麦わらが利用可能であるにもかかわらず、23年に利用自粛対象であったことから購入者から取引中止の連絡があり、生産及び販売がまったくできなかった。

栃木県 (麦わら)



注) データは栃木県の販売事業者へのサンプル調査

農林水産物に係る放射性物質検査について

区分	対象都道府県	検査実施主体	検査の程度	通知等
農産物、林産物	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	地方自治体	原則として週1回程度。ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。	検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(H24.7.12付け原子力災害対策本部)
畜産物(牛乳・乳製品)				
水産物	北海道沿岸部から神奈川県沿岸部に至る海域	地方自治体 水産関係団体	原則週1回。	水産物の放射性物質検査に関する基本方針(H23.5.6付け水産庁長官通知)
きのこ原木	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	・原木、ほだ木を製品として製造・出荷する事業者 ・きのこ原木、ほだ木を自ら採取・製造し使用するきのこ生産者(既に使用している者を含む)	同一の産地・保管先のきのこ原木を1ロットごとに原木又はほだ木3本を選出し、1検体を調製。	「きのこ原木及び菌床用培地中の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について(H23.10.31付け農林水産省生産局農産部園芸作物課長、林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長通知)
薪・木炭	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県	・薪及び木炭を生産する生産者 ・薪及び木炭を流通させる流通関係者	同一の産地・保管先の薪・木炭を1ロットとし、ランダムに10箇所を選出し、1検体を調製。	「調理加熱用の薪及び木炭の放射性セシウム測定のための検査方法」の制定について(H23.11.18付け林野庁林政部経営課長、林野庁林政部木材産業課長通知)
牛ふん堆肥	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、新潟県、富山県、岐阜県、三重県、島根県	・地方自治体 ・製造業者(堆肥センターを含む)	個別農家又は地域単位で無作為抽出した3戸の農家において、堆肥盤等にある堆肥の山を1ロットとし、1検体を調製。	「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」の制定について(H23.8.5付け農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)
飼料	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県 ※下線は稲わらのみ調査、斜字は23年産永年生牧草等及び稲わらのみ調査	地方自治体	各都県で定めた調査地域における粗飼料収穫時	原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について(H23.4.22付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知) 原子力発電所事故後に作付けされた夏作飼料作物の流通・利用の自粛及びその解除等について(H23.8.19付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知) 飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について(H24.2.3付け農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知) 平成24年に収穫される単年生飼料作物(24年産夏作飼料作物等)の流通・利用の自粛及び解除等について(H24.3.2付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知)

【宮城県・岩手県】三陸わかめの検査の実施と検査結果の公表

- 全漁連、岩手県漁連、宮城県漁協で構成している「三陸わかめ共販推進委員会」は、取引先の業界団体からの要求に応じて放射性物質検査を実施し、検査結果を公表するとともに、仲買人等に検査結果を報告。
- 東京電力は、当該委員会の検査にかかった費用については賠償金を支払っている状況。

《検査の指針》

2012年1月1日
JF 全漁連
JF 岩手漁連
JF みやぎ

三陸わかめ放射性物質自主検査指針

- 検査目的
三陸わかめ生原藻及び湯通し塩蔵品他の放射性物質自主検査を行い、三陸わかめの安全性を広くアピールするものである。
- 検査対象地区
検査対象地区（定点）については、それぞれ下記の通りとする。

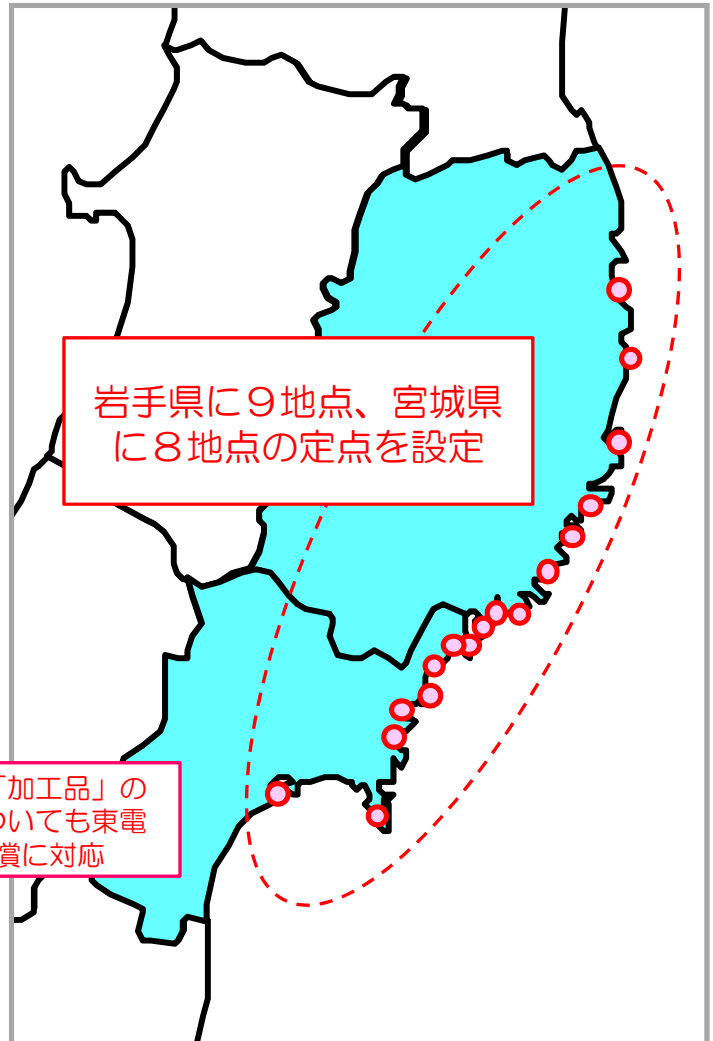
(1) 宮城県：①釜桑 ②気仙沼 ③大谷本吉 ④歌津 ⑤志津川 ⑥十三浜 ⑦衣浜 ⑧塩釜 計 8 定点
(2) 岩手県：①広田湾漁協 ②大船波市漁協 ③綾里漁協 ④唐丹町漁協 ⑤釜石東部漁協 ⑥船越湾漁協 ⑦重茂漁協 ⑧小本浜漁協 ⑨普代村漁協 計 9 定点
- 検査頻度について
 - 生原藻：漁獲前に全定点の検査を1回行う。漁期中については、毎月2回定点全ての検査を行う。
 - 湯通し塩蔵品：入札会ごとに、上場される定点を基本に検査を行う。
 - 干しわかめ：入札会ごとに、上場される定点を基本に検査を行う。
- 検査機関について
検査機関については、それぞれ下記の検査機関とする。

宮城県：(財)宮城県公衆衛生協会(仙台市)
 岩手県：(財)同位体研究所(横浜市)

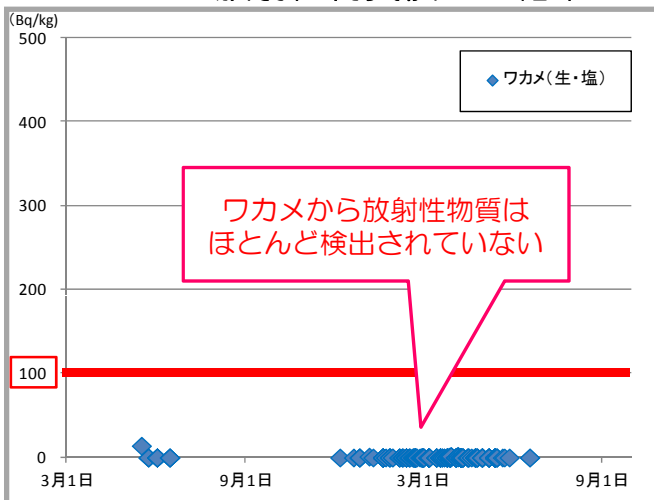
※測定方法については、「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(厚生労働省・平成14年8月)に準じた方法で行う。

(以下略)

《検査を実施している定点》



《ワカメの放射性物質検査の結果》



《全漁連HPでの検査結果の公開》




【北海道】北海道が「中間指針に載っていない」ことによる賠償拒否

- 取引先の要求などにより放射性物質検査を実施している中で、検査費用、サンプル代、輸送費用等の検査にかかった費用を請求したところ、北海道は中間指針に載っていないことを理由に支払を拒否された事例が確認された。
- 請求書を提出する前段階として東京電力の相談窓口へ連絡をした際、あるいは請求書提出後の交渉において、「北海道は中間指針に明記されていないので賠償の対象にならない」と口頭で断られる事例が確認された。

《北海道が中間指針に載っていないことを理由に支払を拒否した際の文書》

〒060-0008
北海道札幌市中央区北三条西7丁目
北海道漁業協同組合連合会
総務企画部 様

平成23年12月19日



東京電力株式会社

補償金（本賠償）のご請求に関するお知らせ

弊社原子力発電所の事故により、大変なご迷惑とご不安をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

さて、ご請求いただきました補償金（本賠償）につきましては、原子力損害賠償紛争審査会における「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に則り、確認させていただきました結果、誠に申し訳ございませんが、お支払いさせていただくことができないとの結論に至りました。

何卒、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、今回の補償金をお支払いさせていただくことができない理由は別紙のとおりとなっております。

以上

【お問い合わせ先】
東京電力株式会社 福島原子力補償相談室
電話 0120-977-453 (担当 〇〇)

受付時間 9:00~17:00 月~金 (休祝日をのぞく)

(平成24年5月16日付)

＜別紙＞

北海道漁業協同組合連合会 さまのご請求内容につきましては、北海道による行政モニタリング実施に際し、検体出荷等の協力をされていることにより、貴組合連合会に費用負担が発生しているものと認識しております。

そこで本件につきまして、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月5日、原子力損害賠償紛争審査会）および「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成23年8月4日 食安発0804第2号 等、厚生労働省医薬食品局食品安全部長）を踏まえ、総合的に検討させていただきました。その結果、北海道は検査対象自治体とは判断されず、本件事故との相当因果関係を認めることは困難であって、弊社といたしましては賠償金をお支払いさせていただく条件を満たしていないものと判断いたしました。

なお、前期の賠償金のご請求において貴組合連合会より今期のご請求（〇〇円および〇〇円）と同様の内容にて〇〇円のご請求をいただき、平成24年2月27日に合意、お支払いに至っております。しかしながら、この際、弊社が賠償金のお支払いが可能とした判断は限りであったと考えておりますので、ここに訂正させていただくとともに、誤った判断によりお支払いにいたったことについてお詫び申し上げます。

以上、ご回答申し上げます。

- 東京電力が「中間指針に載っていない」ことを理由に賠償金支払いを拒否
 - 当初の交渉では「北海道は指針に載っていない」として支払いを拒否
 - その後の交渉により、東京電力は賠償金を支払い
 - 平成24年5月に、「支払は誤りであった」として再度賠償金支払いを拒否
 - その後の交渉により、現在は賠償金が支払われている